

岬町短期移住体験住宅利用要綱

制定：令和 7 年 4 月 1 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、当町への移住定住推進事業の一環として、当町に移住、定住又はワーケーションを希望する者に当町での生活を体験できる機会を提供するため、「短期移住体験住宅」(以下「体験住宅」)を貸出し、移住施策を推進することにより、人口の流入を促し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 体験住宅を利用できる者は、町外から当町に移住、定住又はワーケーションを希望する者(以下「定住希望者等」という。)とする。ただし、転勤及び進学による転入者は除く。

(体験住宅)

第 3 条 体験住宅として貸し出す物件は、別表第 1 のとおりとする。

(申請)

第 4 条 定住希望者等は、岬町短期移住体験住宅利用申請書(別記様式。以下「申請者」という。)町長に提出しなければならない。

(許可)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、利用を許可する。

(契約)

第 6 条 前条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、町長と「岬町短期移住体験住宅定期借地権契約書」(以下「契約書」という。)を結び、その契約内容に基づき、体験住宅を利用する。

(利用期間)

第 7 条 体験住宅の利用期間は原則 7 日以上 90 日以内とし、前条に規定する契約書において定める。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はおこなわないものとする。

(利用目的)

第 8 条 利用者は、当町での生活体験又は生活準備を目的として体験住宅を利用しなければならない。

(賃料)

第 9 条 体験住宅の賃料は、別表第 2 のとおりとする。

2 利用者は、別表第 2 に掲げる賃料を町長に支払わなければならない。

(修繕)

第 10 条 町長は、利用者が体験住宅を利用するために必要な修繕を行うものとする。

2 町長は、体験住宅の維持管理上修繕が必要となった場合、その旨を利用者にあらかじめ通知し、修繕を行うことができるものとする。この場合において、利用者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 利用者は、町長の承諾を得ることなく、電球・蛍光灯等の消耗品の交換その他費用が軽微な修繕を自らの負担において行うことができるものとする。

(賠償)

第 11 条 利用者は、故意又は過失により体験住宅若しくは設備を破損、汚損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第 12 条 利用者は、体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

2 利用者は、体験住宅の利用に当たり、別表 3 に掲げる行為を行ってはならない。

3 利用者は、体験住宅の利用に当たり、町長の書面による承諾を得ることなく、別表 4 に掲げる行為を行ってはならない。

4 利用者は、体験住宅の利用に当たり、別表5に掲げる行為を行う場合には、町長に通知しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 町長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、体験住宅の利用許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第2項に規定する賃料支払義務

(2) 第11条に規定する損害賠償義務

2 町長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により賃貸借契約を継続することが困難であると認められるのに至ったときは、当該契約を解除することができる。

(1) 第8条に規定する体験住宅の利用目的遵守義務

(2) 第12条各項に規定する義務

(明渡し)

第14条 利用者は、利用期間が終了する日までに（前条の規定により利用許可が取り消された場合にあっては、直ちに）、体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は明渡しの日までに、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、体験住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段による明渡しを行う場合には、事前に明渡しの日を町長に通知しなければならない。

3 第1項後段の規定により利用者が行う原状回復の内容及び方法については、町長と利用者が協議の上、決定するものとする。

(賃料の返金)

第15条 町長は、利用者が期間満了日前に体験住宅を退去した場合において、第9条の規定により支払われた賃料についてはこれを還付しない。これは、第13条の規定により、利用の許可が取り消された場合においても同様とする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(事故免責)

第16条 町長は、体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び利用期間中に当該住宅外で発生した事故に対して、その責任を負わない。

(立入り)

第17条 町長は、体験住宅の防火、構造の安全確保その他の体験住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、体験住宅内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

3 利用期間満了後において体験住宅を利用しようとする者が下見をするときは、町長及び下見をする者は、あらかじめ利用者の承諾を得て、体験住宅内に立ち入ることができる。

4 町長は、火災による延焼を防止する必要がある場合はその他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、体験住宅内に立ち入ることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

番号	名称	所在地	建築年	間取り
1		岬町淡輪 番地	昭和 62 年	3DK

別表第 2（第 9 条関係）

番号	名称	月額	対象月内の利用日数に応じた賃料
1		15,000 円	・ 1 日以上 10 日以内 5,000 円 ・ 11 日以上 20 日以内 10,000 円 ・ 21 日以上 15,000 円

備考

賃料には水道光熱費、その他諸経費は含まない。

別表第 3（第 12 条関係）

1	鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
2	大音量でのテレビ、ステレオ等の使用、ピアノ等の楽器の演奏を行うこと。
3	動物を飼育すること。
4	物品の製造、販売その他これに類する行為を行うこと。
5	興行、展示会その他これに類するも催しを行うこと。
6	周辺、近隣の住宅に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
7	宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
8	その他体験住宅の目的に反する行為を行うこと。

別表第 4（第 12 条関係）

1	体験住宅の増築、改築、移転、改造、模様替え及び当該敷地内における工作物の設置を行うこと。
2	新たな利用者（出生を除く。）を追加すること。

別表第 5（第 12 条関係）

1	2 週間以上継続して体験住宅を留守にすること。
---	-------------------------